

昭和六十年政令第三十七号

湖沼水質保全特別措置法施行令

内閣は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第七條第一項、第十一條第一項、第十四條、第十五條第一項、第二十條第三項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、第二十二條及び第二十八條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 削除

（法第七條第一項の政令で定める規模）

第二条 湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）第七條第一項の政令で定める規模は、一日当たりの平均的な排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二條第六項に規定する排水をいう。）の量が五十立方メートルであるものとする。

（法第七條第一項の政令で定める項目）

第二条の二 法第七條第一項の政令で定める項目は、第一号及び第七号に掲げる湖沼については化学的酸素要求量及びびりん含有量とし、第二号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる湖沼については化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量とする。

一 釜房ダム貯水池

二 八郎湖（八郎湖調整池、東部承水路及び西部承水路をいう。）

三 霞ヶ浦（北浦及び常陸利根川を含む。）

四 印旛沼

五 手賀沼

六 諏訪湖

七 野尻湖

八 琵琶湖

九 中海

十 宍道湖

十一 児島湖

第三条及び第四条 削除

（みなし指定地域特定施設）

第五条 法第十四條の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。  
一 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一條の五第一項に規定するものをいう。）で病床数が百二十以上二百九十九以下であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの  
イ ちゆう房施設  
ロ 洗淨施設  
ハ 入浴施設

二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿淨化槽  
（指定施設）

第六条 法第十五條第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 畜産農業又はサービスマスの用に供する施設であつて、次に掲げるもの  
イ 豚房施設（豚房の総面積が四十平方メートル以上五十平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）  
ロ 牛房施設（牛房の総面積が百六十平方メートル以上二百平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）

ハ 馬房施設（馬房の総面積が四百平方メートル以上五百平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）

二 こいの養殖施設（網いけすの総面積が五百平方メートルを超えるものに限る。）

第七条 法第二十條第三項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の政令で定める設置に係る手続は、次に掲げる手続とする。

一 法第十五條第一項の規定による届出（法第二十二條に規定する施設に係る場合にあつては、水質汚濁防止法第五條の規定による届出）  
二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六條第一項の規定による工作物の新築の許可の申請  
三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による許可の申請又は同法第四條第一項第七号若しくは第五條第一項第六号の規定による届出  
（法第二十條第三項の政令で定める施設等）

第八条 法第二十條第三項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、第六條各号に掲げる施設（法第二十二條に規定する施設に係る場合にあつては、第十條に規定する施設）とする。

（法第二十條第三項ただし書の政令で定める変更に係る手続等）

第九条 法第二十條第三項ただし書（法第二十二條において準用する場合を含む。）の政令で定める変更に係る手続は、次に掲げる手続とする。  
一 法第十七條第一項の規定による届出（法第二十二條に規定する施設に係る場合にあつては、水質汚濁防止法第七條の規定による届出）  
二 河川法第二十六條第一項の規定による工作物の改築の許可の申請  
三 農地法第四條第一項若しくは第五條第一項の規定による許可の申請又は同法第四條第一項第七号若しくは第五條第一項第六号の規定による届出  
（準用指定施設）

第十条 法第二十二條の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二に掲げる施設（水質汚濁防止法第二條第二項第二号に規定する項目に關し同法第三條第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた排水基準が適用される排水に係る事業場に設置されるものを除く。）とする。  
（指定地域内の公用水域の管理を行う者）

第十一条 法第三十九條第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四條第一項に規定する公共下水道管理者をいい、水質汚濁防止法第二條第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。）及び都市下水道管理者（下水道法第二十七條第一項に規定する都市下水道管理者をいう。）  
二 漁港管理者（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五條の規定により決定された地方公共団体をいう。）  
三 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七條に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣  
四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

第十二條 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、秋田市、つくば市、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、松江市、岡山市及び倉敷市の長（以下この条において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に關する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第八條、第十條及び第二十二條第二項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による命令に關する事務  
二 法第十二條第二項の規定による要請に關する事務  
三 法第十二條第三項において準用する水質汚濁防止法第二十三條第四項の規定による通知の受理に關する事務  
四 法第十二條第四項の規定による協議に關する事務

- 五 法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定による届出の受理に関する事務
- 六 法第十五条第二項（法第十六条第二項、第十七条第三項及び第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通報の受理に関する事務
- 七 法第二十条第一項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告に関する事務
- 八 法第二十一条第一項（法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務
- 九 法第二十四条及び第二十八条の規定による指導、助言及び勧告に関する事務
- 十 法第三十九条第一項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第二項の規定による意見の聴取に関する事務
- 附 則 抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十年三月二十一日）から施行する。
- 附 則 （昭和六〇年七月二二日政令第二二八号） 抄
- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第五号の改正規定、同条第二項の改正規定（若しくはその取消し）を削る部分に限る。）、次項及び附則第三項は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第四号に定める日（昭和六十年十月十二日）から施行する。
- 附 則 （昭和六〇年二月一七日政令第三一四号）
- この政令は、昭和六十年十二月二十三日から施行する。
- 附 則 （昭和六一年三月二一日政令第二二号）
- この政令は、昭和六一年四月一日から施行する。
- 附 則 （昭和六一年六月一七日政令第二二四号） 抄
- 1 この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年六月二十七日）から施行する。
- 附 則 （昭和六一年一月一日政令第三三七号）
- この政令は、昭和六十一年十一月七日から施行する。
- 附 則 （昭和六二年九月二六日政令第三二四号）
- この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。
- 附 則 （平成元年二月四日政令第二四号）
- この政令は、平成元年二月十日から施行する。
- 附 則 （平成二年九月二四日政令第二六六号） 抄
- （施行期日）
- 1 この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二年九月二十二日）から施行する。
- 附 則 （平成三年一〇月二二日政令第三三三三号） 抄
- （施行期日）
- 1 この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十一号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。
- 附 則 （平成三年一〇月三〇日政令第三三三六号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成四年七月一日政令第二三七号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成四年一〇月二二日政令第三四一四号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成六年一〇月一九日政令第三三四号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成一〇年二月二四日政令第四〇六号） 抄
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成二一年二月三日政令第三八七号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則 （平成二二年六月七日政令第三一三三号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附 則 （平成二四年三月二五日政令第六〇号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則 （平成二八年三月二三日政令第五六号）
- この政令は、湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
- 附 則 （平成二八年二月二〇日政令第三八八号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際湖沼水質保全特別措置法の規定により茨城県知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの政令の施行の日前に同法の規定により茨城県知事に対してなされた届出で、同日以後においてつくば市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、つくば市長のした処分その他の行為又はつくば市長に対してなされた届出とみなす。
- 附 則 （平成一九年二月二二日政令第三六四号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成二二年二月二一日政令第二八五号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。
- 附 則 （平成二三年三月一六日政令第二二二号） 抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。
- 附 則 （平成二四年三月二二日政令第五二二号）
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に湖沼水質保全特別措置法の規定により島根県知事が行った命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に同法の規定により島根県知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）であつて、施行日以後同法の規定により松江市長が行い、又は松江市長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、松江市長が行った命令等の行為又は松江市長に対して行つた届出等の行為とみなす。
- 2 施行日前に湖沼水質保全特別措置法の規定により島根県知事に対し届出をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものであつて、施行日以後同法の規定により松江市長に對

して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、松江市長に対して届出をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなす。

**附 則 (平成二十五年二月六日政令第三三七号)**

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十五年十二月二十日)から施行する。

**附 則 (令和元年九月二一日政令第一〇二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和元年十一月一日)から施行する。

**附 則 (令和二年七月八日政令第二二七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

**第五条** この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和四年一月二八日政令第三五六号)**

この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

**附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)**

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。